

金融円滑化を図るための基本方針

佐原信用金庫

佐原信用金庫(以下「当金庫」という)は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、営業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸出条件の変更等の申込があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、金融円滑化の取組みを適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

(1) 金融円滑化管理規程などの策定

金融円滑化の取組みが適切に行われるよう、平成 22 年 1 月 8 日の理事会決議により「金融円滑化管理規程」を策定したうえで、これに基づく「金融円滑化マニュアル」を平成 22 年 1 月 29 日に策定し、職員に周知徹底しております。

(2) 金融円滑化推進委員会の設置(平成 22 年 1 月 8 日)

金融の円滑化を図るための実効性を確保するため、常務理事を委員長とする「金融円滑化推進委員会」を設置致しました。「金融円滑化推進委員会」は、地域金融の円滑化への取り組みやご相談体制をより一層強化充実させてまいります。

(3) 金融円滑化管理責任者の配置(平成 22 年 1 月 8 日)

「金融円滑化推進委員会」の委員長を「金融円滑化管理責任者」に任命しております。「金融円滑化管理責任者」は、適切な金融円滑化を図る為の具体的な諸施策の検討や金融円滑化管理にかかる態勢の整備を図ります。

(4) 経営相談・経営改善支援体制

各営業店の融資窓口及び審査部審査経営支援室を中心に、お客様からの経営相談・経営改善支援などの体制を構築しております。

(5) 金融円滑化相談窓口の設置(平成 21 年 12 月 11 日)

全ての営業店に中小企業貸出及び住宅ローンのご返済に関する「ご相談窓口」を設置し、これまで以上にきめ細やかに対応していく体制を整備致しました。併せて、本部に金融円滑化に関するお問合せ・苦情等の受付のための専用ダイヤルを設置致しました。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れをされているお客様から、貸出条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※なお、お客様からの貸付条件の変更等に関するお問合せ・苦情等は、次の相談窓口をご利用ください。

【お問い合わせ窓口】

佐原信用金庫 総務部 お客様相談室

電話番号:0478-54-2144

受付時間:平日午前 9 時から午後 5 時